

## 金城大学ハラスメントの防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、金城大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、就学、就労等のための適切なキャンパスの環境をつくり、それを維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、相手方の意に反する不適切な言動等により、相手方に不快感や不利益を与えること、又は相手方の人権を侵害し、就学、就労等の環境を悪化させることをいう。

2 前項のハラスメントには、次に掲げる事項を含むものとする。

#### (1) セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的な言動等のことであり、それによって相手方に不快感や不利益を与えること、又は就学、就労等の環境を悪化させること。

#### (2) パワーハラスメント

職場において、職務上又は雇用形態上優越的な地位にある者が行う不適切な言動、指導及び待遇のことであり、それによって相手方に不快感若しくは不利益を与えること、又は就労環境を悪化させること。

#### (3) アカデミックハラスメント

大学の教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動、指導及び待遇のことであり、それによって相手方の学習・研究意欲を低下させること、又は学習・研究環境を悪化させること。

#### (4) その他のハラスメント

前3号に準ずる不適切な言動等

### (適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）に適用する。

(1) 本学学生（研究生、科目等履修生及び聴講生を含む。）

(2) 学校法人金城学園管理運営規程第8条に規定する職員のうち、本学に所属する者

### (本学の責務)

第4条 本学は、第1条の目的を達成するため、構成員その他本学関係者への啓発活動等によりハラスメントの防止に努めるものとする。

2 本学は、第1条の目的を達成するため、構成員が認識すべき事項及びハラスメントが発生した場合における対応等についてガイドラインを定め、周知徹底を図るものとする。

### (学長及び監督者の責任)

第5条 学長は、本学におけるハラスメントの防止について統括し、ハラスメント及びハ

ラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

2 構成員を監督する地位にある者及び学生を指導する立場にある者は、次に掲げる事項に注意してハラスメントの防止措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の業務又は教育活動等を通じた指導等により、ハラスメントに関し、構成員の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。

(2) 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、ハラスメントを行ってはならない。また、ハラスメントが行われないうよう十分留意しなければならない。

2 構成員は、本規程及び本規程に基づく監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力するとともに、第7条の人権委員会及び第9条のハラスメント対策委員会による調査等に協力しなければならない。

(人権委員会の設置)

第7条 本学に、ハラスメントの防止及びその啓発、指導等を積極的かつ継続的に実施するため、人権委員会を置く。

2 人権委員会の構成、任務等については、別に定める。

(ハラスメント相談委員の配置)

第8条 本学に、ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、ハラスメント相談委員を置く。

2 ハラスメント相談委員の構成、任務等については、別に定める。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第9条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対処しその解決を図るため、学長は、必要に応じて、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置することができる。

2 対策委員会は、学長の指示により、人権委員会と連携し、ハラスメントの苦情に係る「調停」又は「事実関係の調査とそれに基づく措置」の進めを進める。

3 対策委員会の構成、任務等については、別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 学長、監督者その他の職員は、ハラスメントに対する相談又は苦情、当該相談又は苦情に係る調査の協力その他ハラスメントに関して正当な対応を行った構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒処分)

第11条 学長は、ハラスメントを行った者に対し懲戒処分等の必要があると認めたときは、本学就業規則、本学学則その他の関係諸規程に則り、所定の手続を取るものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。